

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
エルサルバドル	ロサレス国立病院復旧計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	ロサレス国立病院復旧計画を実施するために必要な医療施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 機械及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	630,000千円 H18.3.31まで	H17.8.17 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 エルサルバドル側 フランシスコ・エステバン・ライーネス・リバス外務大臣	H17.9.5 886号
エルサルバドル	エルサルバドル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	エルサルバドルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むエルサルバドルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.8.17 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 エルサルバドル側 フランシスコ・エステバン・ライーネス・リバス外務大臣	H17.9.13 922号
エルサルバドル	児童博物館「テイレン・マリレン」プラネタリウム機械のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文	児童博物館「テイレン・マリレン」プラネタリウム機械整備計画を実施するために必要な 1. 機械及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機械の輸送に必要な役務の供与	49,600千円 H18.3.31まで	H17.8.17 東京で (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 エルサルバドル側 フランシスコ・エステバン・ライーネス・リバス外務大臣	H18.4.12 224号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。